

## 安全保障技術研究推進制度の概要

- 防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募
- 対象とする研究テーマを提示した上で研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択する研究課題を決定（防衛省職員が研究内容に介入することはなく、研究の自由を担保）
- 研究成果については、論文等の公表を制限することはせず、広く民生分野で活用されることも期待



事業の区分	委託事業（複数年度契約可）			補助事業
	区分	大規模研究課題	小規模研究課題	
タイプ	タイプS	タイプA	タイプC	タイプD
研究期間(最大)	最大5か年度	最大3か年度		最大5か年度
最大研究費(1件あたり)*1	20億円 / 5年	5,200万円 / 年	1,300万円 / 年	20億円 / 5年 (委託費のタイプS、A、Cに準じ、どの規模でも応募可能)
各タイプの特徴	提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有用性を実証するところまでを目指した基礎研究が対象。ただし、実用化に向けた実証までを求めているものではありません。	新規性、独創性又は革新性のある、研究テーマに合致した基礎研究が対象。	より一層、独創的なアイデアに基づいた基礎研究が対象。 (準備状況は不問)	補助金により実施されるほかは、研究の期間・経費の規模に応じ、委託事業のタイプS・A・Cに準じます。
令和7年採択数	5件	10件	5件	29件
主な対象者	大学等*2、公的研究機関*3、企業等*4			大学等、公的研究機関、企業等(民間企業を除く)

\* 1 1研究課題当たりの直接経費及び間接経費（直接経費の原則30%）の合計

\* 2 「大学等」とは、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関のことをいう。

\* 3 「公的研究機関」とは、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び地方独立行政法人のことをいう。

\* 4 「企業等」とは、民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等のことをいう。

### 安全保障技術研究推進制度への応募・採択状況の推移

- ▶ 令和7年度は制度創設以降最多の340件の応募を受け、49件を採択
- ▶ 大学等からの応募についても制度創設以降最多の123件を受け、20件を採択（前年度比で2.5倍）

